○○土地改良区畑地化協力金徴収規程

（適用）

第１条　土地改良区の地区内水田の畑地化に伴う畑地化協力金の徴収等については、定款及び規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第２条　前条の畑地化協力金とは、土地改良区の地区内の土地につき、水田を畑地化した場合において、引き続き土地改良区の受益地として取り扱うものの、従前と比較し、かんがい用水や排水等の事業利用が減少する場合に、土地改良区が地区除外決済金と同様の趣旨により、当該事業利用減少分として組合員から徴収する金銭（以下「畑地化協力金」という。）をいう。

（畑地化の通知）

第３条　土地改良区の地区内の土地につき、水田を畑地化しようとする組合員は、当該水田の所在を管轄する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第２の２（２）に規定する地域農業再生協議会をいう。）に畑地化を希望する旨を申告し、当該協議会による調整結果をもって、土地改良区に対し、水田の畑地化を行う旨の通知をするものとする。

（措置）

第４条　土地改良区は、前条の通知があったときは、速やかに、その畑地化により土地改良区の事業が受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、通知のあった組合員に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

　一　土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。

　二　土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

（畑地化協力金の額の確定）

第５条　土地改良区は、第３条の規定による通知があったときは、別記基準により畑地化協力金の額を確定するものする。

（畑地化協力金の徴収）

第６条　前条の規定により畑地化協力金の額が確定した場合には、速やかに、賦課金の例により徴収するものとする。

【附則】

この規程は、○年○月○日から施行する。

（本規程の制定に当たっては、施行日を遡ることはできないので留意すること。）

【別記】

畑地化協力金算定基準

１　畑地化協力金の額

畑地化協力金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額と土地改良区が支払うべき金銭の額の差額とする。

２　畑地化協力金の範囲

（１）土地改良区が徴収すべき金銭の額

①　畑地化時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、畑地化年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（畑地化に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額とし、畑地化年度の翌年度以降にあっては、畑地化時点における現価とする。以下同じ。）と畑地化年度以降の自己負担分につき畑地として定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額との差額

②　畑地化時点において国、都道府県又は市町村が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、畑地化年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（畑地化に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担し、又は分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額とし、畑地化年度の翌年度以降にあっては、畑地化時点における現価とする。以下同じ。）と畑地化年度以降において土地改良区が負担し、又は分担すべき額につき畑地として定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額との差額

（２）土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程又は総会（総代会）の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

３　その他

　　畑地化年度の翌年度以降の負担相当額の畑地化時点における現価は、法定利率により算定する。